

福井県警察における法規審査及び文書点検に関する訓令

平成16年11月1日
福井県警察本部訓令第35号

改正

平成19年10月31日本部訓令第38号 令和3年3月22日本部訓令第17号 令和6年3月8日本部訓令第12号

福井県警察における法規審査及び文書点検に関する訓令を次のように定める。

福井県警察における法規審査及び文書点検に関する訓令

福井県警察における法規審査及び文書の点検に関する訓令（平成15年福井県警察本部訓令第15号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、福井県警察における文書の管理に関する訓令（平成13年福井県警察本部訓令第28号）第26条に規定する文書の審査（以下「法規審査」という。）及び文書の点検（以下「文書点検」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（審査文書）

第2条 法規審査の対象となる文書（以下「審査文書」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例
- (2) 規則
- (3) 県告示
- (4) 公安委員会規則
- (5) 公安委員会規程
- (6) 公安委員会告示
- (7) 公安委員会公告
- (8) 公安委員会指令
- (9) 警察本部告示
- (10) 警察本部公告
- (11) 警察本部指令
- (12) 警察本部訓令
- (13) 他の都道府県公安委員会若しくは都道府県警察又は県その他の機関等との間で取り交わす協定書、覚書等の警察運営に係る重要な文書

（法規審査）

第3条 審査文書は、警務部長の法規審査を受けなければならない。ただし、前条第3号及び第6号から第11号までに規定する審査文書のうち、法令等の形式をとらず、内容が定型的かつ軽易で、あらかじめ警務部長が法規審査を除外すると認めるものを除く。

（法規審査事項）

第4条 法規審査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 文書の決裁区分及び合議先
- (2) 文書の種類
- (3) 関係法令等との適合性
- (4) 法令等の形式
- (5) 文体、用字及び用語
- (6) 文書の分類及び保存期間

(事前協議)

第5条 審査文書の主管の所属長は、当該文書の法規審査を受ける前にあらかじめ県民サポート課長と法規審査事項について協議を行うものとする。

2 前項の協議は、当該所属長が新旧対照表又は旧文書の見え消し文書、関係法令等の写しその他必要な資料を県民サポート課長に提出して行う。

(法規審査の手続)

第6条 法規審査は、福井県警察電子決裁システムにより行う。ただし、これにより難しい場合は、審査文書に法規審査用小票（別記様式第1号）を貼付して行う。

2 審査文書は、主管の部長の回議（合議を要するものにあつては、関係する部長又は所属長その他の関係者の合議を含む。）を経た後、県民サポート課長に提出するものとする。

(記録)

第7条 県民サポート課長は、法規審査の状況を法規審査台帳（別記様式第2号）に記録するものとする。

(点検文書)

第8条 点検する文書（以下「点検文書」という。）は、次の各号に掲げるもののうち、公表文書のみとする。

なお、公表文書の基準は、別に定める。

公表文書の基準は別に定める。

- (1) 本部長通達
- (2) 部長通達

(文書点検)

第9条 点検文書は、県民サポート課長の文書点検を受けなければならない。ただし、前条に規定する点検文書のうち、内容が定型的かつ軽易で、あらかじめ県民サポート課長が文書点検を除外すると認めるものを除く。

(文書点検事項)

第10条 文書点検は、次の各号に掲げる事項（以下「文書点検事項」という。）について行う。

- (1) 文書の決裁区分及び合議先
- (2) 文書の種類
- (3) 書式
- (4) 文体、用字及び用語
- (5) 文書の分類及び保存期間

(事前協議)

第11条 文書は、その主管となる所属長が必要と認めた場合に、県民サポート課長と文書点検事項について事前協議を行うものとする。

(文書点検の手続)

第12条 点検文書は、主管の所属長の決裁又は回議を経た後、県民サポート課長に提出するものとする。

2 文書点検は、県民サポート課長が指名する者をもって行うことができる。

3 文書点検は、福井県警察電子決裁システムにより行う。ただし、これにより難しい場合は、点検文書に文書点検印(別記様式第3号)を朱印して行う。

(記録)

第13条 県民サポート課長は、文書点検の状況を文書点検台帳(別記様式第4号)に記録するものとする。

(勧告)

第14条 県民サポート課長は、審査文書に係る第4条第1号から第3号までの事項又は点検文書に係る第10条第1号及び第2号の事項について適当でないと認めるときは、審査文書の主管の所属長又は点検文書の主管の所属長(以下「起案所属長」という。)に対して必要な修正措置をとることを勧告することができる。

2 県民サポート課長は、法規審査を受けないで施行された審査文書及び文書点検を受けないで施行された点検文書があるときは、起案所属長に対して必要な改善措置をとることを勧告することができる。

(協議)

第15条 県民サポート課長は、審査文書に係る第4条第5号の事項又は点検文書に係る第10条第4号の事項について適当でないと認めるときは、起案所属長と協議するものとする。

(補正)

第16条 県民サポート課長は、審査文書に係る第4条第4号及び第6号又は点検文書に係る第10条第3号及び第5号の事項について適当でないと認めるときは、補正することができる。

附 則(平成15年福井県警察本部訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年福井県警察本部訓令第38号)

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

附 則(令和3年福井県警察本部訓令第17号)

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。

附 則(令和6年福井県警察本部訓令第12号)

この訓令は、令和6年3月21日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

法規審査用小票

法規審査（受理第 号）				
警務部長	課長			文書担当者

別記様式第2号（第7条関係）

法規審査台帳

受 理		法規審査請求件名	原議所属 (担当係)
番 号	月 日		

別記様式第3号（第12条関係）

文書点検印

文書点検 (受理第 号)	
年 月 日	

別記様式第4号（第13条関係）

文書点検台帳

受 理		文書点検請求件名	原議所属 (担当係)
番 号	月 日		